

生駒市規則第 13 号

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

生駒市長 山下 真

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市行政組織規則の一部改正)

第 1 条 生駒市行政組織規則（平成 6 年 7 月生駒市規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 企画財政部の項中「企画政策課」を「企画政策課 庶務係 企画政策係」に改め、同条市民部の項中「産業振興課 農林係 工務係 商工観光係」を「産業振興課 農林係 工務係 商工観光係 高山竹林園 管理係」に改め、同条福祉健康部の項中「健康課 管理係 健康係」を「健康課 管理係 健康係 病院建設準備室 病院建設準備係」に改め、同条開発部の項中「北部開発課 庶務係 整備係 学研対策係」を「北部開発課 庶務係 整備係」に、「再開発課 庶務係 再開発係 施設係」を「再開発課 再開発係」に改める。

第 3 条中「衛生処理場」を「病院建設準備室及び衛生処理場」に改める。

第 9 条防災係の項に次の 1 号を加える。

(4) 国民保護計画及び国民保護協議会に関すること。

第 9 条の 3 を次のように改める。

第 9 条の 3 企画政策課が分掌する事務は、次のとおりとする。

庶務係

(1) 都市問題の調査及び研究に関すること。

(2) 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）による国土利用市計画

に関すること。

- (3) 行政組織に関すること。
- (4) 国際化及び国際交流に係る調整に関すること。
- (5) 北和都市連合協議会に関すること。
- (6) 生駒都市開発株式会社との連絡調整に関すること。
- (7) 財団法人奈良先端科学技術大学院大学支援財団との連絡調整に関すること。
- (8) 他の部課の所管に属さないこと。
- (9) 課の庶務に関すること。

企画政策係

- (1) 重要な市行政の総合政策及び総合調整に関すること。
- (2) 特命による重要施策の調整、調査、計画及び推進に関すること。
- (3) 行政各部門における実施計画の調整に関すること。
- (4) 行政改革の推進に関すること。
- (5) 行政企画会議及び事務改善委員会に関すること。
- (6) 総合計画審議会に関すること。

第18条商工観光係の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

第19条を次のように改める。

第19条 高山竹林園が分掌する事務は、次のとおりとする。

施設係

- (1) 高山竹林園事業の企画及び運営に関すること。
- (2) 高山竹林園の管理及び運営に関すること。

第20条の次に次の1条を加える。

第20条の2 病院建設準備室が分掌する事務は、次のとおりとする。

病院建設準備係

- (1) 旧生駒総合病院の後医療に関すること。
- (2) 新病院建設に関すること。

第40条庶務係の項を次のように改め、同条学研対策係の項を削る。

庶務係

- (1) 関西文化学術研究都市の運営に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 文化学術研究地区(本市の区域に属する地区に限る。)の整備及び関連事業に係る連絡調整に関すること。
- (3) 奈良生駒高速鉄道株式会社との連絡調整に関すること。
- (4) 部及び課の庶務に関すること。

第41条庶務係の項を削り、同条再開発係の項に次の1号を加え、同条施設係の項を削る。

- (4) 再開発住宅の管理に関すること。

第45条第1項中「衛生処理場にあつては、場長」を「病院建設準備室にあつては室長、衛生処理場にあつては場長」に改める。

第46条の2第1項中「(次条第1項において「課内室」という。)」を削る。

第47条第1項中「人権文化センター」の次に「、高山竹林園」を加える。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第2条 給料等の支給に関する規則(昭和32年7月生駒市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条の5第1項の表中「人権文化センターの所長、生活安全課の主幹」を「病院建設準備室長、市民活動推進課の主幹、人権文化センターの所長」に改め、「及び室長」を削り、「(生活安全課)」を「(市民活動推進課)」に改め、

「人権文化センターの副所長」の次に「、高山竹林園の所長」を加える。

(生駒市予算規則の一部改正)

第3条 生駒市予算規則（昭和40年1月生駒市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「衛生処理場長」を「病院建設準備室長、衛生処理場長」に改め、「、水道局次長」及び「工務課長、」を削る。

(生駒市会計規則の一部改正)

第4条 生駒市会計規則（昭和48年3月生駒市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市長事務部局の課長」の次に「、病院建設準備室長」を、「人権文化センター所長」の次に「、高山竹林園所長」を加え、「工務課長、」を削る。

別表第1 企画政策課長の部所管に係る徴収金の収納の項中「所管職員」を「所管係長」に改め、同表産業振興課長の部の次に次のように加える。

高山竹林園所長	所管に係る徴収金の収納	所管係員
	所管に係る物品の出納保管	—

別表第1 健康課長の部の次に次のように加える。

病院建設準備室長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。